

様式第1号

発 注 見 通 し (平成23年度)

公表日:平成23年3月10日
那覇港管理組合

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結する予定ですので、那覇港管理組合契約規則第21条第2項の規定に基づき、次のとおり発注見通しを公表します。

No.	契約担当課	区分	物品等又は役務の名称	契約内容 (数量、役務の概要)	発注予定時期	納期又は履行期間 (予定)
1	総務部業務課 電話番号:098-862-2328	役務	港湾施設使用料徴収事務委託	一般駐車場(那覇ふ頭、新港ふ頭、三重城駐車場)料金の管理徴収及びシャワー施設、カード式電源施設の使用料金回収業務	第1四半期	平成23年4月1日から 平成24年3月31日
2	総務部業務課 電話番号:098-862-2328	役務	那覇港緑地及び海浜清掃管理業務委託	・緑地(4箇所)と三重城海岸の維持管理及び清掃業務 ・緑地内便所清掃	第1四半期	平成23年4月1日から 平成24年3月31日
3	総務部業務課 電話番号:098-862-2328	役務	那覇港構内清掃等業務委託	・那覇港構内(待合所周辺、駐車場、屋外便所等)の清掃業務 ・三重城小船溜りの清掃業務	第1四半期	平成23年4月1日から 平成24年3月31日
	総務部業務課 電話番号:098-862-2328	役務	浦添地区緑地等清掃管理業務委託	・緑地(2箇所)の維持管理及び清掃業務 ・浦添地区構内(屋外便所等)の清掃業務	第1四半期	平成23年4月1日から 平成24年3月31日

様式第2号

契約締結予定の状況（平成23年度）

公表日：平成23年3月10日
那覇港管理組合

No.	契約担当課	区分	物品等又は役務の名称	契約内容 (数量、役務の概要)	契約締結予定日	納期又は履行期間 (予定)	契約相手方の決定方法及び選定基準	申請方法
1	総務部業務課 電話番号：098-862-2328	役務	港湾施設使用料徴収事務委託	一般駐車場（那覇ふ頭、新港ふ頭、三重城駐車場）料金の管理徴収及びシャワー施設、カード式電源施設の使用料金回収業務	平成23年4月1日	平成23年4月1日から 平成24年3月31日	<p><決定方法></p> <p>① 選定基準を満たしていること。</p> <p>② 複数の団体から申請がある場合は、最も価格の低い者と契約を締結する。</p> <p><選定基準></p> <p>① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。</p> <p>② 那覇市に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。</p>	見積書提出
2	総務部業務課 電話番号：098-862-2328	役務	那覇港緑地及び海浜清掃管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地（4箇所）と三重城海岸の維持管理及び清掃業務 ・緑地内便所清掃 	平成23年4月1日	平成23年4月1日から 平成24年3月31日	<p><決定方法></p> <p>① 選定基準を満たしていること。</p> <p>② 複数の団体から申請がある場合は、最も価格の低い者と契約を締結する。</p> <p><選定基準></p> <p>① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。</p> <p>② 那覇市に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。</p>	見積書提出
3	総務部業務課 電話番号：098-862-2328	役務	那覇港構内施設清掃等業務委託	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇港構内（待合所周辺、駐車場、屋外便所等）の清掃業務 ・三重城小船溜りの清掃業務 	平成23年4月1日	平成23年4月1日から 平成24年3月31日	<p><決定方法></p> <p>① 選定基準を満たしていること。</p> <p>② 複数の団体から申請がある場合は、最も価格の低い者と契約を締結する。</p> <p><選定基準></p> <p>① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。</p> <p>② 那覇市に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。</p>	見積書提出
4	総務部業務課 電話番号：098-862-2328	役務	浦添地区緑地等清掃管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地（2箇所）の維持管理及び清掃業務 ・浦添地区構内（屋外便所等）の清掃業務 	平成23年4月1日	平成23年4月1日から 平成24年3月31日	<p><決定方法></p> <p>① 選定基準を満たしていること。</p> <p>② 複数の団体から申請がある場合は、最も価格の低い者と契約を締結する。</p> <p><選定基準></p> <p>① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。</p> <p>② 浦添市に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。</p>	見積書提出